

◆広域紋別病院の概要◆

広域紋別病院は、西紋別地域の5市町村（紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）が、共同して新たに運営する広域的な病院です。

病院の概要

広域紋別病院は、移管される平成23年4月1日から改築までの間は、現在の道立紋別病院を使用し運営するため、現道立紋別病院の所在地、面積・構造を記載している。
また、職員については、目標とする常勤職種を記載している。

- 名 称 広域紋別病院
- 所 在 地 紋別市緑町5丁目6番8号
- 設 立 平成23年4月1日
- 開 設 者 広域紋別病院企業団（平成22年11月12日設立許可）
※地方自治法に基づく一部事務組合で、地方公営企業法の全部を適用し、特別地方公共団体となる。
- 面積・構造 敷地面積 21,515㎡ （紋別高等看護学院除く）
建築面積 5,091㎡
延床面積 10,656㎡
鉄筋コンクリート造 地上5階
- 標 榜 科 目 内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、外科、産婦人科、小児科、眼科、整形外科、精神科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科、神経内科、麻酔科（17診療科）
- 病 床 数 一般148床、感染症2床 合計150床
（一般には、新生児病床4床及び救急病床6床含む）
- 各 種 指 定 地域センター病院、保険医療機関、災害拠点病院、救急告示病院、第二種感染症指定医療機関、労災保険指定病院、生活保護指定病院、エイズ拠点病院、結核予防法指定病院、更生医療指定病院、養育医療指定病院、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院 等
- 職 員 企業長、医師、看護師、助産師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、医療ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワーカー、第2種滅菌士、医療事務作業補助者(医療クラーク)、事務職員
- 身 分 病院の職員は、地方公務員法の規定を受ける。

病院理念

みなさんと心をひとつに、互いに尊敬と感謝の気持ちを共有し、
笑顔の医療を提供します

- 常に、質の高い医療を安全・確実に提供します。
- 生命、人としての尊厳を敬い、心のかよう医療を提供します。
- 人材の育成に努め、働く喜びを共有できる環境づくりを進めます。

基本的役割

- 二次医療及び二次救急に対応可能な体制の整備
- 保健・医療・福祉との連携
- 医療従事者の育成
- 住民への啓発・教育
- 地域ニーズに沿った医療モデルの追求

患者の権利

当院では世界医師会総会「リスボン宣言」を遵守し、患者さんの権利を守ります。

- わたくしたちは、すべての患者さんの人間性、尊厳を尊重しすべての人に対し平等に医療を提供いたします。
- わたくしたちは、診療行為によって知り得た患者さんのプライバシーを守秘します。
- わたくしたちは、患者さんの知る権利を尊重し、あらゆる診療情報(検査方法、検査結果、診断、治療方法、合併症・副作用など)を提供します。
- わたくしたちは、患者さんの意志を尊重して安心・安全・確実な治療方法を決定します。
- わたくしたちは、退院後の日常生活、社会復帰に関して適切なアドバイスを提供します。

一次、二次及び三次医療機関との連携

- 1 一次医療を担う医療機関との連携を確立し、円滑な運用を目指す。
 - 開放型ベッドの配置
 - 医療機器の共同利用の促進
 - 共通媒体による患者情報の管理
 - 医師、看護師等の短期派遣の確立
- 2 一次救急を担う地域医療機関との役割分担を確立し、地域の救急医療体制を構築する。
 - 紋別市休日夜間急病センター及び地域医療機関との役割分担の明確化
 - 地域住民に対し、救急医療体制の周知徹底
 - 緊急時の医師、看護師等の臨時的派遣制度の確立
- 3 他二次医療機関との連携を確立する。
- 4 三次医療を担う医療機関と連携するとともに、迅速な患者移送体制を確保する。
 - 三次医療機関及び大学病院等との連携を確立
 - 安全、迅速な患者移送体制の確保
 - 画像転送システム、遠隔医療システムの導入

◆広域紋別病院組織◆

○ 4部 3室で組織する

内科	精神科
消化器内科	耳鼻咽喉科
循環器内科	皮膚科
呼吸器内科	泌尿器科
外科	放射線科
産婦人科	リハビリテー ション科
小児科	神経内科
整形外科	麻酔科
眼科	

